

法務省浦安総合センターの管理・運營業務
における民間競争入札実施要項(案)
チェック状況の整理

1 対象業務の範囲

通常の施設管理業務は、レストラン運營業務を除き包括的に対象業務としており、且つ、特定の事業者しか受託できないような特殊な業務はない。

レストラン運營業務については、現在の委託契約期間は平成 21 年 3 月までであるが、特段の理由のない限り 5 年を超えない期間で更新可能として公募したことから、今回は対象外とした。

2 サービスの質

利用者アンケート

「快適性の確保」に関する利用者アンケートの満足度が 80% 以上であることを要求水準としている（平成 20 年 6 月に実施したアンケートにおける満足度は 89～97%）。

停電・空調停止の回数

施設の維持管理の不備に起因する停電や空調停止のないことを要求水準としている（過去においてそのような事例なし）。

入退寮管理等

入退寮管理等を適切に行い研修に支障を及ぼさないこと、外来者や地域住民との関係に配慮し公の施設としての信用を失墜しないこと、環境に配慮すること、を要求水準としている。

3 委託費の支払い

委託費については、月払いとしている。

4 入札参加資格

参入障壁となるような入札参加資格はない。また、グループでの参加も可能としている。

5 落札者評価

基礎点50点、加算点200点の除算方式となっている。また、評価項目においても特定の者が有利となるような項目、点数配分等もない。

6 情報開示

入札者が入札金額を見積もるために必要な情報開示が適切に行われている。